

財務省告示第四百七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十九年十一月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年十二月七日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第二百八十八回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条及び附則

三 振替法の適用等 第七十六条第一項

四 発行方法 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受け、その振替機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）の価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）の価格競争入札と同時に行われる入札

五

方募

入 決 定 の

イ

入 札 発 行 争

ハ 口

札 発 行 争 入

六

イ

発

入 札 発 行 争

額 面 金 額 で 一 兆 七 千 三 百 四 億 円

であつて、財務大臣が各国債市  
 場特別参加者による発行（以下  
 を定める市場特別参加者・第  
 一以下  
 価格競争入札発行」という。）  
 及び  
 した後に行われる入札であつ  
 て、財務大臣が各国債市場特  
 別参加者による発行（以下「  
 市場特別参加者・第一以下「  
 市場特別参加者」という。）  
 争入札発行」という。）  
 各申込みのうち応募価格の  
 高い  
 ものからその応募価格の順  
 次割  
 り当てる。  
 各申込みの応募額を案分  
 により  
 割り当てる。  
 各国債市場特別参加者ご  
 との  
 応募額を割り当てる。  
 各申  
 込  
 みの  
 応募  
 額を  
 割り  
 当てる。

八		口		イ		七		二		八		口		入															
特	国	札	非	入	価	込	行	争	非	者	特	国	札	非	入														
別	債	発	競	札	格	込	争	入	価	・	別	債	発	競	札														
参	市	行	争	発	競	金	入	札	格	第	参	市	行	争	発														
加	場	入	入	行	争	額	発	発	競	加	場	発	入	入	行														
千	五	五	一				四	国	条	特			で	た	条	特	で	た	条	特	三	金	し	六	千	額	発	四	う
六	十	十	兆				十	債	の	別			千	利	第	会	五	利	第	会	十	万	た	条	百	行	十	ち	
百	億	億	七				二	に	規	計			六	付	一	計	十	付	一	計	円	利	第	七	し	六	、	特	
四	七	万	千				億	つ	定	に			三	国	の	に	億	国	の	に		四	十	万	額	た	条	別	
十	千	円	三				円	い	て	基			十	債	規	関	千	債	規	関		百	の	円	一	付	第	会	
一	七	百	百					、	づ	す			七	に	づ	る	二	に	定	す		九	の	、	兆	国	項	計	
億	百	五	十					額	き	法			億	額	き	行	百	つ	に	法		十	同	五	千	に	規	関	
九	十	十	六					面	発	律			十	、	づ	第	万	に	基	律		五	法	附	八	に	定	す	
千	八	八	億					金	行	第			億	額	き	四	円	に	法	第		億	則	千	百	に	規	る	
百	万	万	二					額	し	十			四	、	づ	第	十	に	基	四		十	第	七	八	に	定	る	
十	六	六	千					で	た	七			十	額	き	十	万	に	法	十		億	七	億	は	は	づ	法	
万	千	千	九					三	利	十			六	面	行	六	円	に	基	十		十	七	億	は	づ	律	第	
円	円	円	百					百	付	七			六	額	し	六		に	法	十		十	五	十	五	、	き	第	

										九	八															
										振	額	最														
										替	低	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者					
										単	額	入	札	格	第	参	市	入	札	格	第					
										位	面	札	格	第	参	市	入	札	格	第						
価	・	別	債	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	発	行	行										
格	第	参	市	及	入	札	格	第	参	市	行	争	発	行	行											
競	加	場	び	札	格	第	参	市	行	争	発	行	行	行												
争	非	者	特	国	発	競	加	場	、	入	行	争	格	日												
										額	五															
										面	万															
										金	円															
										額																
										百																
										円																
										に																
										つ																
										き																
										百																
										円																
										三																
										十																
										銭																
										九																
										平																
										成																
										十																
										九																
										年																
										十																
										一																
										月																
										二																
										十																
										日																
										す																
										の																
										記																
										載																
										又																
										は																
										規																
										定																
										に																
										よ																
										る																
										最																
										低																
										額																
										面																
										金																
										と																
										振																
										替																
										法																
										の																
										規																
										定																
										に																
										よ																
										る																
										最																
										低																
										額																
										面																
										金																
										簿																
										座																
										口																
										最																
										額																
										面																
										金																
										三																
										百																
										四																
										十																
										三																
										億																
										二																
										百																
										六																
										十																
										万																
										円																

十 十  
三 二

の 経 利 入  
払 過 札  
込 利 発  
み 子 率 行

(一) 年一・七パーセント  
は、募入決定の通知を受けた者  
は、払込金額に加えて、次の算  
式により算出した金額を第二  
十号に規定する期日に払い込  
むものとする。

$$\frac{\text{償還金額の総額} \times \frac{17}{100} \times \frac{61}{365}}$$

(二) 発行時において、その利子に  
係る所得税が源泉徴収されるに  
係るとして振替口座簿中の口  
座に記載又は記録されるもの  
については、前記(一)の算式に  
り算出した金額から当該金額  
に百分の二十を乗じた金額  
へただし、当該国債を発行時  
に、又は外国法人である場合  
は、前記(一)の算式により算出  
た金額に当該非居住者又は外  
国法人が適用を受ける所得税  
の税率を乗じた金額を控除  
することができる。

十 四  
初 期 利 子

平成二十年三月二十日を支払期  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う(以下、  
次号及び第十六号において規定

する期日について同じ。)

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五	償還	償還	償還	元利	払場	入札	者	払込	二十
第二期	の	の	の	金	所	参加		期日	
以後	子	期	限	支額	加				
毎年	を	て	利	平	日	財		平	
三月	支	、	子	成	本	務		成	
二十	払	そ	を	二	銀	大		十	
日	期	の	支	十	行	臣		九	
及び	と	日	払	九		か		年	
九月	し	以	う	年		ら		十	
二十	、	前	。	九		通		一	
日	各	六		月		知		月	
	支	月		二		を		二	
	払	間		十		受		十	
	期	に		日		け		日	
	に	属				た			
	お	す				者			
	い	る							